

# 日本ベクトン・ディッキンソン株式会社の販売ならびに納入に関する一般的条件

## 1. 一般条項/適用範囲

日本ベクトン・ディッキンソン株式会社(以下、「ベクトン・ディッキンソン」)による製品の納入及びサービスの提供は、以下に概説する「販売引渡しに関する一般的条件」(以下、「一般的条件」)に基づいて専ら実施されるものとする。その他の諸条項、特に顧客側の条件は、ベクトン・ディッキンソンがそれを明示的に拒否しているか否かに係わりなく、適用されないものとする。このことは、ベクトン・ディッキンソンが他の条件を明白に承知しながらそのサービスを提供する場合にも適用されるものとする。

## 2. オファー/契約の内容

- 2.1 本文中の諸条項は、顧客及びベクトン・ディッキンソンとの間で行われる製品及びサービスの個別の売買取引(以下、「個別契約」)のすべてに対して適用されるものとする。本文中に基づく個別契約は、当該取引に係わる発注日、製品名、製品仕様、納入日、購入数量、納入地、支払額、支払日及びその他の必要事項といった具体的事項を文書の形で記述した個別契約の申込書が顧客からベクトン・ディッキンソンに送られ、この申込を受け入れる旨の通知がベクトン・ディッキンソンから顧客に送られた場合に有効となる。ベクトン・ディッキンソンが当該申込書を受領してから30日以内にこの申込を拒絶する旨を顧客に伝えなかった場合、ベクトン・ディッキンソンはこの申込を受け入れたと見做される。
- 2.2 顧客とベクトン・ディッキンソンが別途に合意している場合を除き、具体的なモデルに関する申込書に含まれるデザイン/構成上の特性は、納入対象物(以下、「製品」という)の状態の特徴を表すものではない。ベクトン・ディッキンソンは合理的な範囲で申込書の記述から逸脱することができるが、ただし、この逸脱が根本的なものでも必須のものでもなく、この逸脱によって契約の目的が制約されないことが条件となる。
- 2.3 保証(特に品質に係る保証)は、それが (i) 申込書又は発注確認書に含まれ、(ii) 「保証」又は「条件付きの保証」として明白に指定され、(iii) 保証の結果として生じるベクトン・ディッキンソンの責務が明確に規定される限りにおいて、ベクトン・ディッキンソンを拘束するものとする。ベクトン・ディッキンソンは、本文中の条件の中で提示されているものを除き、製品に関連するいかなる表明、保証、約束も行わず、従って、ある契約に含まれるか織り込まれる可能性がある。いかなる表明、保証、約束も、法が最大限許容する範囲内で当該契約から除外される。

## 3. 納入、納入の遅延、受入れの不履行

- 3.1 顧客は、自身への製品の納入を通して供給される製品の滅失/損傷リスクを負うものとする。
  - 3.2 納入の日時は、それが両契約当事者を拘束するものとして書面で合意されている限り、適用されるものとする。納入の日時に関連してベクトン・ディッキンソンが別途に提供する情報は両契約当事者を拘束しないものとする。納入時間は変更可能である。
  - 3.3 納入業者がベクトン・ディッキンソンに対して適正に又は納期通りに供給しなかったとしても、ベクトン・ディッキンソンが責務の履行を怠ったことにはならないものとする。なお、ベクトン・ディッキンソンは、顧客が蒙る不利な結果を緩和するために合理的な努力を払うものとする。
  - 3.4 分割納入が顧客にとって不合理でなければ、残る発注済みの製品が確実に納入される場合及び、分割納入のために顧客側で相当額の管理費や重要な追加コストが発生することがない(仮に発生してもベクトン・ディッキンソンは当該費用/コストの負担を拒否する)場合、ベクトン・ディッキンソンは製品を分割納入することができる。
  - 3.5 両契約当事者間で合意し互いを拘束することとなる納入日に顧客が製品を受け入れなかった場合、顧客は受入れ義務を履行しなかったものとする。
  - 3.6 顧客の要望によって既定の納入日が1回又は数回先延ばしされるか、新たに合意された納入日が当初合意した納入日から6ヶ月以上も先延ばしされている場合、顧客は、合意済みの支払条件に係わりなく、購入代価の10%に相当する金額を受領遅滞利息としてベクトン・ディッキンソンに支払わなければならない。顧客はベクトン・ディッキンソンが新たな納入日を確認してから14日以内にこの金額を支払うものとする。
- ## 4. 不可抗力

戦争、テロ、暴動、自然災害、エビデミック、パンデミック、火災もしくは、(ストライキ、法に則ったロックアウト、事業の途絶や交通の遮断ないし原材料調達等の困難等)ベクトン・ディッキンソンが制御できないその他の事象又は状況といった「不可抗力」によりベクトン・ディッキンソンが契約上の責務の履行を妨げられるか履行に遅延をきたす場合、合意済みの納入日は、納入が妨げられる期間及び合理的な再開期間に基づいて先延ばしされるものとする。ベクトン・ディッキンソンは、不可抗力にあたるそうした状況の開始と想定される終了について可及的速やかに顧客に通知するものとする。契約の履行を妨げるか状況が2か月以上続く場合、ベクトン・ディッキンソンは契約を解除することができる。

## 5. コミッショニング(検収完了)

- 5.1 顧客は、コミッショニング(検収完了)の宣言において、製品が顧客に引き渡されたことを確認する。
- 5.2 ベクトン・ディッキンソンの、完了期限を含む書面による要請にもかかわらず、顧客がコミッショニングの準備における自身の責務又は協力事項の実行を怠った場合、製品の引き渡し及びコミッショニングは、オファーに提示された特定の機能が作動試験で発揮されたか発揮されうるとき、完了したものと見做される。
- 5.3 コミッショニングと製品の引き渡しは、相互に同意した日に、又はコミッショニングの準備が整った旨をベクトン・ディッキンソンが顧客に通知した直後に実施される。コミッショニングの際に特定されベクトン・ディッキンソンに通知された欠陥はベクトン・ディッキンソンによって合理的な期間内に修理されるものとする。重要ではない欠陥(製品の機能をあまり損なわない欠陥)は、コミッショニングにおける不合格の理由にならないものとする。コミッショニングで合格する前に顧客が製品を商業的に使用することは、試験者が訓練を受け、ベクトン・ディッキンソンが書面による承認を顧客に与えた後にもみ可能になるものとする。

## 6. 代金と支払条件

- 6.1 両契約当事者が別途に合意していない限り、製品の代金は、梱包と輸送の費用を含めて、日本円で表示されるものとする。消費税が課される場合、当該租税は、適用可能な法定税率により別途計算されるものとする。
- 6.2 支払い条件は、関連する規定に従うものとする。
- 6.3 支払期限がすでに経過している場合、顧客は、ベクトン・ディッキンソンからの更なる督促がなくとも自身の責務の履行を怠ったものとされる。請求書に記載の金額の特定の口座への入金は、期限通りの支払の有無で確認される。
- 6.4 顧客は、その請求に議論の余地がなく更なる法的請求行為を経ずに確立している場合に限り、顧客の留置権と相殺するか、これを主張することができる。

## 7. 保証に係わる権利

- 7.1 製品に欠陥がある旨が関連する保証期間内に顧客からベクトン・ディッキンソンに書面で適切に通知された場合、ベクトン・ディッキンソンは、当該欠陥を修理するかこの製品を(全部又は一部)交換するオプションを有するものとする。いずれのケースにおいても、当初の保証期間の残る部分は、矯正された製品の返却または製品の交換のいずれか該当する時点から始まるものとする。

7.2 矯正又は交換された製品にも欠陥があることが判明した場合、顧客は当初の保証期間内にこの製品をベクトン・ディッキンソンに返却して契約を解除することができる。もしくは、これに代えて、ベクトン・ディッキンソンは購入代金から適切な額を減額してもよい。

7.3 7.1項及び7.2項は、欠陥のある製品に関するベクトン・ディッキンソンの唯一の責務及び顧客に対する唯一の救済を提示している。

7.4 顧客は、保証を受ける権利を不適切に主張したこと(例えば、製品に欠陥がないにも拘わらず欠陥品と主張したこと)のコストを負担するものとする。この規定は、ベクトン・ディッキンソンが当該権利に関連した作業を顧客の要請がないにも拘わらず実施したときにも適用されるものとする。

7.5 両契約当事者が別途に書面で明白に同意していない限り、製品の保証期間は、その納入から12ヶ月間とする。

7.6 個別のケースにおいて、使用済みの製品の供給が両契約当事者間で合意されている場合、本製品の保証期間は30日とし、疑われる欠陥が、納入日に先立って顧客の注意を惹いていたか顧客が合理的に知っていたはずの問題に関連している限り、本製品は欠陥がある製品とは見做されないものとする。

## 8. 責務

8.1 8.4項に基づき、ベクトン・ディッキンソンは、製品の販売または関連するメンテナンスやサービスの提供のための契約の下で、もしくはそれに関連して、過失による場合を含め、以下のことに責任を負わないものとする：(a) 利益、事業、売上、期待される費用削減や暖簾代の直接又は間接の喪失もしくは (b) 特別、間接又は派生的あらゆる種類の損失又は損害(事業の中断によるものを含む)。

8.2 8.4項に基づき、ベクトン・ディッキンソンが、製品の販売または関連するメンテナンスやサービスの提供のための契約の下で、もしくはそれに関連して、過失による場合を含めて負う最大の総債務額は、当該債務が関係する製品の購入代金の額に限られるものとする。

8.3 8.4項に基づき、また7.5項及び7.6項の規定を書することなく、ベクトン・ディッキンソンは、賠償請求の正当性を裏付ける状況を顧客が知った日から12カ月以内に書面による賠償請求を顧客から受領していない限り、顧客に提供する製品やサービスに関連する損失又は損害に対して一切責を負わないものとする。顧客がかかる状況を知っていたか否かに係わりなく、当該賠償請求は、製品を納入してから3年後にその効力が消滅するものとする。

8.4 この一般的条件のいかなる規定も、除外又は限定することが法律上許されないベクトン・ディッキンソンの債務を制限ないし除外するものではない。

8.5 8.4項に基づき、この一般的条件によりベクトン・ディッキンソンの債務が除外又は限定される限りにおいて、ベクトン・ディッキンソンの代表者、従業員及び様々な代理人の個人的な債務もまた除外又は限定されるものとする。

## 9. 知的財産権

納入される製品に関連した全ての知的財産権は、ベクトン・ディッキンソンの関係会社やグループ会社を含む、ベクトン・ディッキンソン又はその下請け納入業者が再下請け納入業者に帰属し、ベクトン・ディッキンソン又は、適切な場合、その下請け納入業者又は再下請け納入業者に専ら帰属する。知的財産権には、著作権、特許、商標、意匠権、ノウハウ、商標権、データベースに係わる権利及び独占的実施権が含まれる。

## 10. 所有権の留保

10.1 ベクトン・ディッキンソンは、(a) 顧客がセクション6に従って製品の代価を全額ベクトン・ディッキンソンに支払い、(b) 顧客からベクトン・ディッキンソンに支払うべき未払額が、支払期限が到来しているか否かに係わりなくいかなるアカウントにも残っていない時点まで、納入された製品の所有権を留保するものとする(所有権が留保された製品)。

10.2 所有権が留保された製品における財産権が本セクションに基づいてベクトン・ディッキンソンに帰する間、顧客は、(a) 所有権が留保された製品を、その受託者として忠実義務を怠らず専らベクトン・ディッキンソンのため保持し、(b) 所有権が留保された製品がベクトン・ディッキンソンの財産として常に特定できるように本製品を良好な状態に保ち、かつ顧客や他の者の製品とは別に保管し、(c) 全てのリスクに対し、ベクトン・ディッキンソンの合理的な満足が得られるよう、所有権が留保された製品の全価額を付保するものとする。

10.3 所有権が留保された製品の所有権が顧客に移転する前に顧客が11.1項に記載される事象のいずれかを課せられることとなる場合または、当該事象が直ちに起こりそうだとベクトン・ディッキンソンが合理的に信じて顧客にその旨を通知する場合、所有権が留保された製品が再販売されたり元に戻らない形で別製品に組み込まれなかったものとし、かつベクトン・ディッキンソンが受けることができる他の権利や救済が制限されることなく、ベクトン・ディッキンソンは、所有権が留保された製品の納入完了をいつでも顧客に要求することができ、また顧客がこの製品を迅速に納入するのを怠ったときは本製品を回収するため製品が保管されている顧客の施設に立ち入ることができる。顧客は、所有権が留保された製品を10.3項に基づいて回収及び除去する目的でベクトン・ディッキンソンが顧客の施設に通知なしに入立ることができる取り消し不能の権限をベクトン・ディッキンソンに対して付与する。

## 11. 雜則/最終条項

11.1 ベクトン・ディッキンソンは、下記の事象が発生したときはいつでも、顧客との契約に基づく更なる製品納入を停止又は一時的に中断すること及び/もしくは契約を解消することができ、いずれの事象についても顧客に対し一切責任を負わない：(a) 顧客がセクション6に基づく製品の代価の支払を怠ったとき、(b) 顧客がベクトン・ディッキンソンに対し、支払うべきその他の債務を期限日までに支払わなかったとき、(c) 顧客がこの一般的条件又は契約に重大な違反をしたとき、(d) 顧客の製品のいずれかに差押えや強制執行が課せられるとき、(e) (支払い不能によるか否かは別にして)顧客の会社清算を目指し(ベクトン・ディッキンソンを含む)他者により申請が行われる、命令が降りる、会議が招集される、決議がなされる又は何らかの手順が踏まれるとき、もしくは顧客がその事業の全て又は重要な部分の実行を停止するか、停止する恐れがあるとき、あるいは (f) 顧客がその債務の全て又は重要な部分の支払いを停止しないし中断するか、停止しないし中断する恐れがあるとき、もしくは顧客が法的管轄地における類似の法規に基づいて債務の支払い不能となるかの恐れがあるとき。

11.2 顧客は、製品の納入やサービスに関連する権利及び/又は責務を(その全部にせよ一部にせよ)、ベクトン・ディッキンソンの書面による事前の承認を得ずに譲渡/移転してはならない。ベクトン・ディッキンソンは、自身の権利及び/又は責務を(その全部にせよ一部にせよ)関連会社が第三者に譲渡することができる。

11.3 納入又は契約に関連するあらゆる紛争について、両契約当事者は東京地方裁判所の第一審の専属的管轄権に服するものとする。また、ベクトン・ディッキンソンは顧客側の地方裁判所で訴訟を提起することができる。

11.4 この一般的条件とこれに基づいて成立した契約はすべて、日本法に準拠しかつ同法により解釈されるものとし、UN Sales Convention (CISG: 国際物品売買契約に関する国際連合条約)の適用は排除される。

11.5 この一般的条件のいずれかの条項が全体又は部分的に無効となる場合でも、残余の条項の効力には一切影響が及ばないものとする。